

栄町学校教育振興会

栄町小中学校長会

(1) 午後9時以降、友達との通話・メール等のやりとりをしません

午後9時以降は保護者の目の届く場所に置き、原則使用しません

夜遅くの電話やメールは迷惑です。相手やその家族のことを考えましょう。安心して勉強をしたり、規則正しい生活を送ったりするためお互いに配慮しましょう。

友達とのやりとりは午後9時までにして、特に大切なことは、翌日、直接会って話をしましょう。

(2) 学校に持っていきません

携帯電話等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、持込みについては、原則禁止とします。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他、やむを得ない事情がある場合には、保護者から校長に持込みの許可を申請し学校がやむを得ないと判断した場合、持込みを認めることとします。

このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないようにします。

(3) メール等で、他人が誹謗中傷と感じるような内容を書き込みません

個人名または個人を特定できる内容を書き込みません

メール等は少ない文字数で意思を伝えあうため、相手に不快な気持ちや誤解を与えてしまう場合があることを認識しましょう。

(4) 名前やメールアドレス、写真等、個人が特定できる情報を公開しません

発信した情報は、多くの人が見ることがあることを強く意識しましょう。

(5) スマホの貸し借りをしません

なりすましメールのいたずらや書き込み等によるトラブルが起こっているため、貸し借りはしないようにしましょう。

(6) 保護者に定期的に中を確認してもらいます

保護者の皆様へ

(1) ルールづくりと管理の徹底をお願いします

携帯電話等は保護者が子供に貸し与えている物であり、保護者が管理しなければなりません。万一のトラブルの際は、保護者に賠償責任等が求められるケースもあることから、家族みんなが納得できるルールを作ることをお願いします。

(2) 利用状況の確認をしてください

保護者の知らないところで、思わぬ事件やトラブルに巻き込まれることがあります。子供のインターネットの利用状況や交友関係に関心を持ち、必要に応じて家庭内で話し合いをお願いします。

(3) フィルタリングの実施をしてください

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され18歳未満の青少年がスマホや携帯の契約や機種変更をする際、店頭でフィルタリングの設定が義務化されています。インターネットの利用はネット犯罪の被害者や加害者になったりするなど、様々なトラブルを引き起こすことがあります。

トラブルから子供を守るため、フィルタリングは有効な手段です。
※現在フィルタリングは、法律で義務化されています。

(4) 子供達は、親とのルール作りの必要性を感じています

使用禁止の時間帯を設定し、保護者の目の届く場所で使用させるなど、使用場所を決めてください。また、管理・保管の場所を決め、午後9時以降は保護者が管理してください。

※このガイドラインは以下の団体からご意見をいただいて作成しています。

栄町教育委員会、栄町PTA連絡協議会、栄中学校評議員、栄中学校運営委員、
学区民生委員・児童委員、栄町青少年相談員連絡協議会、スクールカウンセラー

保護者様

栄町学校教育振興会

栄町小中学校長会

栄中学校区 携帯電話・スマートフォン・ゲーム・通信機器等 利用ガイドラインについて**1 趣旨**

1990年代半ばから「インターネット依存症（WBR）」という言葉が聞かれるようになりました。携帯電話やパソコンに没頭するいわゆるネット依存が疑われる中高生が全国で推計51万8千人に上ることが厚生労働省の調査で明らかになっています。

ネット依存症の受診者は、約6割が中高生、男女比は7：3です。

ネットの利用状況は、以下の通りです。（どのようなサイトを利用しますか？）

・動画、画像	54.9%
・ゲーム	40.6%
・音楽	34.1%
・ブログ	24.6%
・ネットショッピング	17.3%
・掲示板	14.1%
・コミュニティサイト	10.6%
・プロフィールサイト	8.5%
・出会い系サイト	0.5%

携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等を長時間使用することで、睡眠不足や朝起きられないなどの生活習慣の乱れにつながり、授業や部活動に集中できなくなるばかりでなく、健康被害を及ぼす危険性もあります。

携帯電話等を持たせるかどうかについては、保護者の責任において、利便性や危険性について十分に理解した上で、本当に必要かどうか判断するとともに、携帯電話等を持たせる場合には、家庭で利用に関するルールづくりを行うなど、子供を見守る体制づくりが不可欠であると考えます。そして、決めたルールは毅然とした態度で守らせる覚悟も必要です。

しかしながら、そのルールは各家庭によって温度差があり、ルールづくりに苦慮するという声も聞かれています。そこで、ルールづくりの基準として本ガイドラインを提示します。

2 携帯電話やスマートフォン等の通信機器に関する調査より

(平成30年7月 栄中学校実施)

- ・携帯電話やスマートフォン等の通信機器の保有率は、90.3%です。
- ・一日にインターネットやメールを1～2時間している生徒は34.05%です。
- ・携帯電話やスマートフォン等の通信機器を持っている生徒で保護者と約束があると答えた生徒は65.2%です
学年ごとに見てみると1年生は72.2%, 2年生は60.3%, 3年生は63.3%です。
約束率の「低さに比例して通信機器トラブルの指導事案が多い」ということがわかりました。
- ・保護者との約束で、携帯電話やスマートフォン等の通信機器を使用する場所が決まっていない生徒が79.4%います。
- ・管理保管場所を決めていない生徒は、77.1%です。
- ・携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用時間を決めている家庭は2家庭のみです。
- ・部活動等の連絡(ラインやメール)で深夜の時間帯に連絡が回ることもあり困っているとの意見もあります。

3 近隣での事例

(1) 深夜まで利用することで昼夜逆転

一部のSNSで「既読なのに返信が遅いと友達に嫌われる」などと思い、やりとりをやめることができず、携帯電話等を手放せずに深夜まで続け体調を崩す。

(2) 友達の写真を断りなくSNSに掲載し、トラブルに発展

(3) SNSでグループ内で仲間はずれにするネットいじめ

(4) 有害サイトにアクセスし、その後、多額の請求を受けるといった被害

(5) 総額で650万円課金した

(6) その他 困っていること

- ①ラインなどで勉強時間が削られる。勉強に集中できない。
- ②メッセージのやりとりの終わるタイミングが難しい。
- ③ラインの既読無視を気にしてしまう。
- ④間違った言葉を発したとき、それをきっかけに人間関係が壊れる。
- ⑤知らない人に転送される。
- ⑥勝手に自分の写真が送られる。
- ⑦ツイッターで悪口やうわさを書く人がいる。
- ⑧なりすましメールでいたずらされる。ほか